

「電子オルガン編曲使用」について

基本原則：

(1)お申し込みについて

専用のFAX申込用紙でお申し込みください。

(2)電子オルガン料金のお支払いについて

「代金引換(配達時にお支払い)」のみでのお支払いとなります。

(3)演奏や録音等に関する著作物使用料について

別途、日本音楽著作権協会(JASRAC)等の著作権管理事業者が徴収いたします。演奏や録音等の際には必ず楽曲名・作曲者名・編曲者名・出版社名を日本音楽著作権協会等にお届けいただき、所定の著作物使用料をお支払いください。コンサート等のプログラム・パンフレットには、必ず楽曲名・作曲者名・編曲者名の記載をお願いいたします。

(4)レンタル期間について

許諾書にある許諾期間内とさせていただきます。期間満了までにご返却ください。返却にかかる送料は、お客様のご負担とさせていただきます。ご返却が遅れた場合には、延滞料金を請求いたします。レンタルスコアは、1年を越えて使用することはできません。

ご利用期間が1年を越える場合は、一度返却いただき、新たにお申し込みください。

また、楽譜発送後のキャンセルおよび楽曲の変更はお受けできません。

(5)無断複製の禁止

無断複製(コピー等、方法の如何を問わず)は、著作権法で禁じられております。

(6)第三者の使用禁止

許諾書に記載された演奏者(団体)以外の第三者が楽譜を使用することはできません。

万一、上記演奏者(団体)に貸出した楽譜が他の演奏者(団体)で使用された場合は、全てのコピー譜を没収させていただき、契約者(団体)及び使用された演奏者(団体)に損害賠償を請求いたします。

(7)著作権について

編曲された作品(二次著作物)に関する全ての権利は著作権者(当社)に帰属いたします。電子オルガン編曲者には一切の権利が発生いたしませんのでご了承ください。よって、著作権者(当社)に無断で二次著作物を販売したり、貸し出したりは出来ませんのでご了承ください。

(8)電子オルガン編曲されたスコア及び音源の提出を求めた場合には、その指示に従うものとします。

(9)レンタルスコアを紛失された場合には、紛失補償金 12,000円+税 を請求いたします。

以上、円滑な運営のためご協力をお願いいたします。